

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により中讃広域都市計画道路を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成24年7月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 都市計画を変更する土地の区域

3・3・401 見立堀江線

3・4・402 多度津丸亀線

3・5・403 多度津普通寺線（3・4・404 多度津普通寺線から名称変更）

3・5・404 普通寺多度津線（3・5・408 普通寺多度津線から名称変更）

3・4・403 青木北鴨線（廃止）

3・4・405 港線（廃止）

3・4・406 北駅前線（廃止）

3・4・407 多度津停車場線（廃止）

縦覧に供する図面表示のとおり

2 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び多度津町建設課

3 縦覧期間

平成24年7月3日から同月17日まで